

高知県社会福祉法人経営青年会 運営要綱

(名称)

第1条 この会は、高知県社会福祉法人経営青年会（以下、「本会」という。）と称し、高知県社会福祉法人経営者協議会（以下「県経営協」という。）の内部組織とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、高知県社会福祉協議会内におく。

(目的)

第3条 本会は、社会福祉法人・施設の将来を担う青年者層等の資質向上のため、経営に関する学習や交流等を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 社会福祉法人・施設における経営に関する研修
- (2) 会員相互の情報交換、交流
- (3) 県経営協の事業への参画
- (4) その他、目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、社会福祉法人・施設の将来を担う青年者層等をもって構成するものとする。

2 会員は、満50歳に達した年度末をもってその資格を失う。

(会費)

第6条 この会の会費は次のとおりとする。

- (1) 会員 年額 10,000円
- (2) 賛助会員 年額 1口 10,000円

(入会)

第7条 本会への入会は、所属法人の理事長の推薦を得た者について、会長が承認するものとする。

(退会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、その理由を明らかにして、会長に文書をもって、その旨を届け出なければならない。

(除名)

第9条 会員が会員たる義務、および全国社会福祉法人経営者協議会「倫理綱領」に反し名誉を毀損したときは、理事会の議決を経て除名することができる。

(役員)

第10条 本会には次の役員をおき、会長および副会長は理事会において選任する。理事および監事は種別・地域に配慮し、総会において選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 会長は、本会の設置趣旨に基づき、会務全般を掌握する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

4 監事は、本会の事業ならびに会計を監査し、理事会に報告する。

(任期)

第11条 役員、相談役の任期は、県経営協役員に準ずるものとする。

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、毎年1回以上、必要に応じ、会長が召集する。

2 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規程の制定および改廃に関する事項

(2) 事業計画及び収支予算に関する事項

(3) 事業報告及び収支決算に関する事項

(4) その他、運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 総会の議事は、出席会員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会に出席できない会員は、あらかじめ書面をもって、総会に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。

6 総会の議長は、総会において出席した会員の中から選出する。

(理事会)

第13条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じ、会長が召集し、その議長となる。

2 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 理事会の議事は、出席会員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面をもって、理事会に付議される事項について意思を表示した者は、出席者とみなす。

(賛助会員)

第14条 本会の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人または法人は、賛助会員として入会することができる。ただし、会費を納入しない時は退会となる。

2 賛助会員を希望するものは、所定の申込書を理事会に提出する。

3 賛助会員は、本会のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権を有しない。

(相談役)

第15条 本会には、相談役をおくことができる。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(県経営協との連携)

第17条 県経営協との連携を確保するため、本会の事業計画、予算書等所要の事項については、県経営協と協議し、調整を図るものとする。

(附則)

- 1 本要綱は、平成 23 年 1 月 28 日より施行する。

(附則)

- 1 この一部改正要綱は、平成 25 年 5 月 16 日より施行する。